

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会  
訪問入浴むらかみ運営規程

平成20年4月1日制定

(事業の目的)

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にあるものに対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅サービス・指定介護予防サービスの事業所として入浴援助(訪問入浴介護)を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法などの基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持、回復、日常生活の援助を図ると共に、快適な在宅入浴介護を継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問入浴介護においては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅における入浴援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護においては、利用者が要支援者となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持又は向上を図るものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業にあたっては、各居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業の名称)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 村上市社会福祉協議会 訪問入浴 むらかみ
- (2) 事業所の所在地 新潟県村上市岩沢5611番地

(従業員の種類、員数、及び職務の内容)

第4条 事業者である会長(以下、会長という。)は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

(1) 管理者 1人(常勤)

- ・事業運営の管理について、適正な資質を有するものとする。
- ・管理者は所属職員を指揮監督し関係機関との連携を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。

(2) 看護職員は1人以上

- ・利用者の健康状態を確認し、当日の入浴の可否の判断及び入浴に当たっての注意事項等を他の従事者に指示し、安全で快適な入浴を提供する。

(3) 訪問入浴介護員 2人以上

- ・作成された訪問入浴介護計画に従い、訪問入浴介護を実施する。

(4) 介護予防サービス事業所と併設のため人員は兼務とし設備も共有とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、土曜日並びに1月1日及び1月2日を除く日とする。但し、会長が認めた場合は、営業日から除く日であっても営業日とすることができるものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、利用者から希望があった場合は延長できるものとする。

(指定訪問入浴介護等の提供方法)

第6条 指定訪問入浴介護等の提供方法は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、指定訪問入浴介護等を提供する際には、予め、利用者又はその家族に対し、当事業所の運営規程の概要、看護職員及び介護職員等の勤務体制その他の利用に関する重要事項説明書を交付し、説明を行った上で利用者から同意を得ることとする。また、説明は懇切丁寧に行なうこととし、利用者はその家族に対して理解しやすいよう行うものとする。
- (2) 指定訪問入浴介護等の提供に際し、予め主治医等から入浴の可否及び入浴における留意点を確認するものとする。
- (3) 1回の訪問入浴介護においては、看護職員1人と介護職員2人で行うものとする。ただし、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることのできるものとする。
- (4) また、1回の介護予防訪問入浴介護においては、看護職員1人と介護職員1人で行う。ただし入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることのできるものとする。

(指定訪問入浴介護の内容)

第7条 提供する指定訪問入浴介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、訪問入浴車で居宅を訪問し、訪問入浴車の設備により入浴サービスを提供するものとする。
- (2) 提供する入浴サービスは、以下のとおりとする。
  - ① 健康状態の観察、家族とのコミュニケーション
  - ② 入浴介護、身体の清拭・洗髪
- (3) 相談、助言
  - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
  - ② その他必要な相談、助言

(利用料その他費用額)

第8条 利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 訪問入浴介護に要した交通費は徴収しない。
- 3 訪問入浴介護を提供し、費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章を用いて説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 実施後、訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記入した請求書(明細書)及び領収書を利用者に対し交付する。
- 5 通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供する場合は、算定基準及び予防算定基準に

5%を加算し徴収する。

(緊急時の対応方法)

第9条 訪問入浴介護員は指定訪問入浴介護実施中利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医又は指定協力医師に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じる事とする。

2 訪問入浴介護員は、前項について処置したときは速やかに管理者及び主治医、担当ケアマネに報告する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常事業を実施する地域は、村上市とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条の1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第11条 会長は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又適切かつ効率的に訪問入浴介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は職務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、会長の責任において当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

3 会長は、訪問入浴介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともにその設備、備品について衛生的な管理を行う。

4 会長は、提供した指定訪問入浴介護について利用者から苦情があった時は、迅速かつ誠実に対応し、必要な措置を講じる事とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

(1) サービスの利用にあたり、指定の物品について準備すること。

(2) サービス利用日の利用者の状態を担当職員に報告してください。

(3) サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、入浴を見合わせる場合があります。

(記録の整備)

第13条 会長は、本事業に係る従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、本会事務局の組織及び事務処理に関する規程にもとづき、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日改正）

この規程は、平成27年8月1日から施行する

附 則（平成28年11月29日改正）

この規程は、平成28年11月29日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日改正）

この規程は、令和元年6月21日に改正し、同年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日改正）

この規程は、令和3年3月17日に改正し、同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月8日改正）

この規程は、令和5年11月8日から施行する。